

旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金交付要綱

令和7年4月10日

告示第46号

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則(平成18年与謝野町規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、与謝野町食と健康の拠点施設利活用計画(以下「利活用計画」という。)に定める施設利活用目的を踏まえた運営により、農村コミュニティの維持発展と地域経済循環の推進を図るため、民間事業者が行う施設整備、販路開拓、人材育成等を目的とした事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる事業者は、旧与謝野町食と健康の拠点施設運営事業者として選定された民間事業者(以下「運営事業者」という。)とする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助対象事業及び補助対象経費は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、この告示による補助金以外の助成を受ける場合にあっては、その対象となる事業は、補助対象外とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、別表の補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額以内の額(同表の上限額を限度とする。)とする。この場合において、算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 運営事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には規則第5条第1項に掲げる書類を添付しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により運営事業者に通知するものとする。

(変更又は中止の承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた運営事業者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助対象事業」という。)を変更し、又は中止しようとするときは、旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)を遅滞なく町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更（中止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の変更の可否又は取消を決定するとともに、旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金変更（中止）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、遅滞なく旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、必要に応じて現地調査を行うなど速やかに当該実績報告書の審査を行い、補助対象事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金確定通知書（様式第6号）により運営事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、前条の規定による確定通知書により通知を受けて補助金を請求しようとするときは、旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（概算払）

第11条 町長は、補助対象事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付決定額を限度として概算払により補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第6条又は第7条第2項の規定による通知を受けた後、旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金概算払請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は第15条第2項に規定する期間を経過する日までに財産の処分を行ったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その旨を書面により当該補助決定者に対し通知するものとする。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があつた後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第13条 前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、その取消し部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該取消しを通知した者に対し、書面により、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

（財産の管理及び取得後の責任）

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了した後も、当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産を譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。ただし、当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合又は町長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月10日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

事業区分	補助対象事業	補助対象経費	補助率	上限額
施設整備事業	建築物（建築物と不可分となっている機能を有する設備を含む。）の新築、増築、模様替え、改築、補修、修繕、解体撤去及び構築物等の整備に係る事業	建築費、改修費、修繕費、建物に付随する設備に要する経費、設計監理委託費、解体撤去処分費、用地造成費、外構工事費及び原材料費	10 / 10	38,700 千円
経営支援事業	経営指導、経営分析等に係る事業	報償費、旅費交通費及び外部委託費		
雇用・人材育成事業	求人活動、社員研修、資格取得、受講料等に係る事業	報償費、旅費交通費、外部委託費、受講料、使用料及び賃借料	1 / 2	1,000 千円
販路開拓・プロモーション・商品開発事業	施設及び運営内容の広報宣伝、マーケティング調査及び集客、商品開発等に係る事業	広報費、旅費交通費、外部委託費、通信運搬費及び印刷製本費		
施設保全事業	活用区域（利活用計画に掲げる活用区域をいう。）外の区域の管理に係る事業	外部委託費、原材料費、備品購入費、燃料費及び消耗品費	10 / 10	300 千円

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

与謝野町長 様

住所

(法人・団体名)

代表者氏名

印

担当者氏名

(TEL -)

旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金交付申請書

旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業実施計画書 (別紙 1)
- (2) 事業費所要額調 (別紙 2)
- (3) 事業収支予算書 (別紙 3)
- (4) その他

事業実施計画書

事業区分	
事業概要	
事業内容	<input type="checkbox"/> 施設整備事業
	<input type="checkbox"/> 経営支援事業
	<input type="checkbox"/> 雇用・人材育成事業
	<input type="checkbox"/> 販路開拓・プロモーション・商品開発事業
	<input type="checkbox"/> 施設保全事業
実施予定場所	
実施時期 (申請年度の年度末までに支払いまで完了すること)	年 月 日 ～ 年 月 日

事業費所要額調

(単位：円)

経費名称	経費区分	補助事業に 要する経費	補助金所要額
○施設整備事業			
合 計			
○経営支援事業			
○雇用・人材育成事業			
○販路開拓・プロモーション・商品開発事業			
合 計			
○施設保全事業			
合 計			

※合計欄の補助金所要額は千円未満切捨て

別紙3

事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額
町補助金	
自己資金	
合 計	

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額
合 計	

様式第 2 号（第 6 条関係）

与謝野町指令 第 号

（法人・団体名）

代表者氏名 様

旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金交付申請について、下記のとおり交付する（交付しない）ことに決定したので条件を付し、旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

与謝野町長 印

記

交付決定額 金 _____ 円

（ 条件 ）

- 1 この補助金の交付対象となる事業は、旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）、新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（令和 7 年 1 月 31 日府地創第 22 号、府地事第 41 号、6 農振第 2322 号、20250121 財経第 1 号、国総政第 45 号、環政総発第 2501303 号）、内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続等について（平成 20 年府会第 393 号。以下「内閣府通知」という。）、与謝野町補助金等の交付に関する規則（平成 18 年 3 月 1 日規則第 38 号）、旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金交付要綱（令和 7 年与謝野町告示第〇号）の定めるところに従わなければならない。
- 3 補助事業者は、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ与謝野町長の承認を受けなければならない（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。））。
- 4 補助事業者が、取得財産等を処分することにより内閣府通知（2 納付金の取扱いに係る箇所）に基づき収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。
- 5 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 6 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を補助事業終了後の翌年度から起算し 10 年間保管しなければならない。
- 7 補助事業者が交付決定に係る条件に違反した場合は、この補助金の全額又は一部を返還させることがある。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

与謝野町長 様

住所

（法人・団体名）

代表者氏名

印

担当者氏名

（TEL ー ）

旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた上記補助金に係る事業の内容を下記のとおり変更（中止）したいので、旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により承認されるよう申請します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更の内容

（1）事業の変更内容

変更前	変更後

（2）経費内訳

（単位：円）

経費の名称	補助事業に要する経費		補助金額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	
合計					

様式第 4 号 (第 7 条関係)

与謝野町指令 第 号

(法人・団体名)

代表者氏名 様

旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金変更 (中止) 承認通知書

年 月 日付けで申請のあった旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金変更 (中止) 承認申請について、下記のとおり決定したので旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

与謝野町長 印

記

変更交付決定額 金 _____ 円

(交付決定の際に付した条件)

- 1 この補助金の交付対象となる事業は、旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号)、地域再生法施行規則 (平成 17 年内閣府令第 53 号)、新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱 (令和 7 年 1 月 31 日府地創第 22 号、府地事第 41 号、6 農振第 2322 号、20250121 財経第 1 号、国総政第 45 号、環政総発第 2501303 号)、内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続等について (平成 20 年府会第 393 号。以下「内閣府通知」という。)、与謝野町補助金等の交付に関する規則 (平成 18 年 3 月 1 日規則第 38 号)、旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金交付要綱 (令和 7 年与謝野町告示第〇号) の定めるところに従わなければならない。
- 3 補助事業者は、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産 (以下この条において「取得財産等」という。) のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ与謝野町長の承認を受けなければならない (減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。)
- 4 補助事業者が、取得財産等を処分することにより内閣府通知 (2 納付金の取扱いに係る箇所) に基づき収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。
- 5 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 6 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を補助事業終了後の翌年度から起算し 10 年間保管しなければならない。
- 7 補助事業者が交付決定に係る条件に違反した場合は、この補助金の全額又は一部を返還させることがある。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

与謝野町長 様

住所

（法人・団体名）

代表者氏名

印

担当者氏名

（TEL ー ）

旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった上記補助金に係る事業が完了したので旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

1 全体事業費実績額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業実施報告書（別紙1）
- (2) 事業費精算書（別紙2）
- (3) 事業収支決算書（別紙3）
- (4) その他

事業実施報告書

事業区分	
実施内容	○施設整備事業
	○経営支援事業
	○雇用・人材育成事業
	○販路開拓・プロモーション・商品開発事業
	○施設保全事業

事業費精算書

(単位：円)

事業名	補助対象経費	補助事業に 要する経費	補助金所要額
○施設整備事業			
合 計			
○経営支援事業			
○雇用・人材育成事業			
○販路開拓・プロモーション・商品開発事業			
合 計			
○施設保全事業			
合 計			

※合計欄の補助金所要額は千円未満切捨て

別紙3

事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	増減額
町補助金			
自己資金			
合 計			

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	増減額
合 計			

番 号
年 月 日

旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金確定通知書

法人・団体名

代表者氏名 様

与謝野町長 印

年 月 日付けで実績報告書の提出があった旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金について、旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第7号(第10条関係)

旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金請求書

請求金額 金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け 第 _____ 号により補助金の交付の確定を受けた旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金として、旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、上記のとおり請求します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

与謝野町長 _____ 様

住所 _____
法人・団体名 _____
代表者氏名 _____ 印

口座振込先 金融機関名	金融機関名		本・支店名	
	口座種別	普通 ・ 当座 その他 ()	口座番号	
フリガナ				
口座名義				

様式第8号(第11条関係)

旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金概算払請求書

請求金額 金 _____ 円

交付決定額 円
既交付済額 円
概算払請求額 円
差引残額 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定のあった旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金について、旧与謝野町食と健康の拠点施設運営支援事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、上記のとおり概算払を請求します。

年 月 日

与謝野町長 様

住所
法人・団体名
代表者氏名 ㊞

口座振込先 金融機関名	金融機関名		本・支店名	
	口座種別	普通・当座 その他 ()	口座番号	
フリガナ				
口座名義				